

防府市農福連携検討会議設置要綱

令和3年10月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市農福連携検討会議（以下「検討会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者の活躍の場を広げる農福連携の促進
- (2) 高齢者の生きがいづくりの場を広げる農福連携の促進

(組織)

第3条 検討会議は、12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 障害者の就労支援に携わる者
- (2) 高齢者福祉に携わる者
- (3) 農業に携わる者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長の職務)

第4条 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ、委員の互選により選任する。

2 会長は検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席

させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、健康福祉部高齢福祉課、健康福祉部障害福祉課、産業振興部農林水産振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。